

第5回会津若松市総合計画審議会

と き 令和8年5月22日（金） 午後1時30分から
ところ スマートシティ AiCT 交流棟

－ 次 第 －

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委嘱状交付

4 議 事

(1) 第8次総合計画 基本構想（案）について

- ・第8次総合計画の基本構想の案について説明します。
- ・基本構想には、これからのまちづくりに向けた考え方や計画全体の方向性などを総括的に示すものです（他方、具体的な政策や施策は基本計画で示します）。
- ・これまでの審議会において、基本構想の構成や概要等について審議いただきておりましたが、今回は計画に掲載する文章の案をお示しします。
- ・今回は、この案についてご意見等を伺います。

(2) 第8次総合計画 基本計画政策体系（案）及びまちづくりアクション（案）について

- ・第8次総合計画の基本計画の政策体系及びまちづくりアクションの案について説明します。
- ・政策体系については今回初めてお示しするものです。まちづくりアクションについては、前回の審議会において9つのまちづくりアクションの考え方について説明し、妥当性等について審議いただきました。
- ・今回は、政策体系の概要、基本計画におけるまちづくりアクション該当部分の文章の案をお示ししますので、主に、政策体系と施策の内容、政策体系とまちづくりアクションとの関係の妥当性などについて、ご意見等を伺います。

(3) その他

- ・審議会の今後スケジュールについて説明します。

5 閉 会

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設け、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(昭45条例1・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の調整その他その実施に関し、必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(昭45条例1・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市政に関心を持つ市民
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の職員

(平11条例4・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは委員の職を失う。

3 委員は、非常勤とする。

(昭45条例1、平11条例4・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(平11条例4・旧8条繰上)

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年3月29日から適用する。

2 会津若松市建設審議会条例(昭和31年条例第35号)は、廃止する。

附 則(昭和43年11月27日条例第33号)

この条例は、昭和43年12月1日から施行する。

附 則(昭和45年3月31日条例第1号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に委員であつた者の任期は、改正後の条例の規定による任期とみなす。

附 則(昭和47年9月30日条例第24号)

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則(昭和51年10月4日条例第17号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年11月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日条例第4号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。